平成２１年（フ）第４６号
秋田県能代市能代町字中川原33番地41　雇用促進住宅中川原宿舎２号棟301号
破産者　安宅　明子
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２０年（フ）第２４５号
山形市成沢西４丁目４番１号　ブランソレイユ201号、開始決定時山形市上桜田４丁目９番５号セジュール・ウィスタリアⅢ102号
破産者　佐野　千鈴（旧姓井上）
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２６１号
山形市東山形１丁目８番18号、開始決定時の住所山形市大字下宝沢407番地の１
破産者　淡水養魚場こと　塩野　金吾
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７２号
山形市大字長谷堂996番地13、開始決定時の住所山形市大字千手堂90番地３
破産者　高橋　竹志
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８７号
静岡県裾野市佐野1240番地の２、前住所静岡県裾野市富沢133番地の４
破産者　服部　義朗
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第８８号
静岡県裾野市佐野1240番地の２、前住所静岡県裾野市富沢133番地の４
破産者　服部　麻男
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２２４０号
名古屋市北区志賀町３丁目21番地の４
破産者　福田　高徳
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３３２６号
兵庫県西宮市段上町５丁目１番５号
破産者　清田　宏子
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９４６９号
大阪市東成区神路４丁目12番19―602号、開始決定時の住所大阪市東成区中本５丁目12番31―504号
破産者　ジュエリーイルマージュこと　川北　素代（旧姓後藤田）
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３０６号
大阪府八尾市山城町３丁目６番32―203号
破産者　藤居　秀子
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２３号
兵庫県尼崎市西川２丁目９番１号エミネントマンション201号、前住所兵庫県尼崎市長洲本通１丁目12番８―102号
破産者　植田　雪雄
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２５６号
岡山県玉野市八浜町大崎1903番地３
破産者　下山　弘志
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３９号
福岡県久留米市善導寺町与田44番地１
破産者　吉岡　　博
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２０年（フ）第１１７０号
北九州市小倉北区清水１丁目３番21―302号
破産者　三角　昌二
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３０７号
北九州市門司区上馬寄１丁目２番17号
破産者　上田　一雄
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６０８号
茨城県ひたちなか市大字市毛1040番地41
破産者　白石由佳里
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２０１号
新潟県新潟市中央区関屋本村町１丁目35番３号
破産者　樋口　朋美（旧姓山崎）
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２０１号
石川県小松市今江町１丁目440番地
破産者　北村　繁盛
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部